

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 26 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 }

衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

世界保健機関西太平洋地域事務局による風しんの排除認定の報告について

標記について、我が国は、「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）等に基づく対策に取り組んできたところです。本日、世界保健機関西太平洋地域事務局により、新たに日本の風しんの排除が認定されましたので御連絡します。

なお、風しんの排除認定に至るまでの間、貴部局をはじめ関係機関の皆様から多大なる御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今後も風しんの排除状態を維持するため、当該指針に基づき、麻疹・風しんワクチンの接種率目標である 95%に達するよう、積極的な接種勧奨の取組を行う等、風しん対策を推進していただくようお願いいたします。